

“住民税” 令和5年度から適用される主な税制改正

1. 住宅ローン控除特例期間の延長

「住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）」の控除期間が4年延長（令和7年12月31日までに入居した者が対象）されます。

入居した年月	平成26年4月～ ～令和元年9月	令和元年10月 ～令和2年12月	令和3年1月 ～令和4年12月	令和4年1月 ～令和7年12月
控除期間	10年間	13年間 ※1	13年間 ※1 ※2	13年間 ※3
区分		A		B

- ※1 消費税率10%が適用となる住宅の取得等をした場合に限りです。8%の方は10年間です。
 - ※2 適用は以下期間内に契約している場合です。（詳しくは国税庁ホームページをご覧ください）
 - ・注文住宅・・・令和2年10月から令和3年9月まで
 - ・分譲住宅等・・・令和2年12月から令和3年11月まで
 - ※3 中古住宅は10年間、新築住宅でも令和6・7年入居の場合は10年間の可能性があります。
- 住民税控除額について：所得税から控除しきれない額が翌年度の住民税から控除されます。
(Aは所得税の課税総所得金額等の7%、最高136,500円、Bは同5%、97,500円が限度です。)

2. セルフメディケーション税制の見直し

適用期間が令和8年12月31日まで延長され、対象となる医薬品をより効果的なものに重点化されます。(※)

◆セルフメディケーション税制とは

健康のための一定の取り組みを条件に、確定申告等で「医療費控除」か「セルフメディケーション税制」のいずれかを選択できる制度です。対象となる条件は以下のとおりです。

①控除について

- ・年間12,000円を超えて対象医薬品を購入した場合(12,000円を超える額が所得控除)
- ・88,000円を超える場合は88,000円が上限
(※)対象医薬品（スイッチOTC薬）から効果の薄いものを対象外とし、とりわけ効果があると考えられる薬効(3薬効程度)について、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充
- ・詳しくは薬局でご確認ください

②「健康のための一定の取り組み」とは

- ・健康保険が実施する人間ドックや特定健康診査などの健診、勤務先が実施する定期健康診断（いわゆる事業者健診）
- ・インフルエンザ予防接種
- ・市区町村が実施するがん検診

③控除に必要なもの

医薬品および健診等のレシートまたは領収書（原本）、健診の結果通知書(写し可)
(電子申告の場合提出は不要ですが、5年間の保管が必要です)

3. 民法改正による未成年者の住民税の扱いについて

民法の成年年齢の引き下げに伴い、賦課期日(1月1日)時点で18歳又は19歳の方は、住民税が課税されるかどうかの判定において未成年者にあたらないこととなりました。

未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されませんが、未成年者にあたらない方は同38万円(扶養親族がいる場合は異なる)を超える場合には課税されます。

令和4年度まで	令和5年度から
20歳未満	18歳未満
(令和4年度は、平成14年1月3日以降に生まれた方)	(令和5年度は、平成17年1月3日以降に生まれた方)

■ 問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 ☎27-7375 (直通)

下諏訪町農産物即売会 拡大版朝市の様子！

下諏訪町農産物即売会が例年、開催している朝市の拡大イベントを9月17日(土)と10月15日(土)に開催しました。いつもより大勢のお客さんにご来場いただき、大変賑わうことができました。

朝市につきましても、「生産者と消費者のふれあい」を大切に、地元農家の方が「安心・安全・安価」な農産物の直売を行っています。来年度も引き続き、消費者の皆様へのニーズに応えられるよう、拡大版朝市を開催いたしますので、多くの皆様のご来場をお待ちしております。

朝市開催情報

- ◆期間 例年6月～10月の間 毎週火・木・土曜日 午前6時30分～午前7時
- ◆場所 町営四ツ角駐車場
- ◆売物 季節の野菜、果樹(りんご等)、花等

